

議第24号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(地方自治法第207条等による費用弁償条例の一部改正)

第1条 地方自治法第207条等による費用弁償条例(昭和22年呉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

呉市議会の求めにより出頭した参考人等の費用弁償に関する条例

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、呉市議会の求めにより出頭した参考人等の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (2) 地方自治法第115条の2第2項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人
- (3) 地方自治法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (4) 地方自治法第115条の2第1項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (6) 地方公務員法(昭和22年法律第261号)第8条第6項の規定により呉市公平委員会が喚問した証人
- (7) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第1項の規定による求めに応じて出頭した関係人
- (8) 行政手続法(平成5年法律第88号)及び呉市行政手続条例(平成10年呉市条例第1号)に規定する聴聞に出頭した者
- (9) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定による求めに応じて出頭した者
- (10) 呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)第12条第5項の規定による求めに応じて出頭した者
- (11) 呉市個人情報保護条例(平成19年呉市条例第2号)第41条第4項の規定による求めに応じて出頭した者

(呉市手数料条例の一部改正)

第2条 呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の規定によりその事務について徴収する手数料」を加える。

第4条第2項ただし書中「場合」の次に「及び市長が特に必要と認める場合」を加える。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行政不服審査法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により審理員（他の法律において準用する場合にあっては、当該他の法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付等に係る手数料については審理員が、同法第81条第3項において準用する同法第78条の規定により呉市行政不服審査会が行う主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の写し等の交付に係る手数料については呉市行政不服審査会が減額し、又は免除することができる。

別表第1第38項を第40項とし、第37項の次に次の2項を加える。

38 行政不服審査法第38条第1項の規定により審理員が行う提出書類等の写し等の交付等（A3版までごとに）	単色1枚につき	10円
	カラー1枚につき	20円
39 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定により呉市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付（A3版までごとに）	単色1枚につき	10円
	カラー1枚につき	20円

（呉市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正）

第3条 呉市営土地改良事業賦課金徴収条例（昭和55年呉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（賦課に対する審査請求）」に改め、同条第1項中「異議が」を「不服が」に、「30日」を「3月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「申立て」を「審査請求」に、「決定しなければならない」を「裁決をしなければならない」に改める。

（公平委員会が職権で喚問した証人の費用弁償に関する条例の廃止）

第4条 公平委員会が職権で喚問した証人の費用弁償に関する条例（昭和26年呉市条例第110号）は廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

- 2 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成28年呉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正等に伴い、関係条例について所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。